

発注仕様書

1 委託業務番号 令和8年度第232号

2 委託業務名称 資源ごみ（新聞紙等）の収集及び運搬業務

3 目的

資源ごみ（新聞紙等）の収集及び運搬業務の履行にあたっては、本仕様書に従って実施するものとする。

4 業務概要

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が指定する地域（長浜市（木之本・余呉・西浅井地域を除く。）及び米原市）において排出される新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボール、使用済み乾電池類、古布、ライター及び紙パック（以下「資源ごみ（新聞紙等）」という。）を収集し、指定する施設まで運搬する業務ならびにセンターが指定する地域において資源ごみ回収容器の配布・回収業務を行うものである。

（１）収集品目及び収集量・集積所数の目安

資源ごみの品目	令和7年度収集量	集積所数
新聞紙	400 t	701 箇所
雑誌・チラシ類	697 t	
ダンボール	732 t	
古布	221 t	742 箇所
使用済み乾電池類	39 t	
ライター	2 t	
紙パック	40 t	

5 委託業務の履行

本業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例ならびに規則等を遵守し、センターが定める一般廃棄物処理計画及び収集計画に従って誠実、完全に業務を履行すること。

なお、センターからの受託業務であることを十分に認識し、住民に対し、親切、丁寧な対応を心がけ、不快となるような言動をとってはならない。

6 委託期間（収集運搬業務履行期間）

令和10年4月1日から令和13年3月31日までの3年間。

なお、受注者が本業務開始までにセンターが指定する地域の集積所、収集ルート等の実地確認に要する費用については、センターは一切、負担しない。

7 委託業務の内容

- (1) 収集場所は、センターが指定する地域（別紙収集日程表参照）とするがセンターの処理計画・収集計画の変更に伴い、ごみの収集方法や収集日等を変更することがあること、また、指定する地域の集積所は、新設や統廃合による集積所数の増減、また道路工事等によって設置場所が移動することがあるため、受注者は、センターの指示に従って収集するものとする。

なお、指定する地域の集積所にはセンターが設置するエコパーク湖北を含むものとする。このため、収集する品目のうち、エコパーク湖北に住民等により持ち込まれた、新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボールを収集し、センターが指定する民間業者へ搬入すること。

- (2) 収集運搬を実施する日は、原則、月曜日から金曜日とする。

なお、ごみの収集日程表は、令和8年度収集日程表を基本とする。令和10年度の収集日程表は、令和9年度末までに受注者に提供し、以後、翌年度の収集日程表は、当該年度の前年度末までに提供するものとする。

- (3) 休業日

ア 原則、土曜日及び日曜日。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

ウ 年末年始（12月31日から1月3日）。

- (4) 収集運搬車両台数は6台とする。

- (5) 指定する地域に排出される資源ごみ（新聞紙等）については、決められた収集日に必ず全て収集を行うこと。ただし、台風、大雪等の影響により安全な収集業務が実施できないと見込まれる場合は、収集業務を中止等することがあるため、センターの指示する収集計画に従うこと。

また、業務履行期間中、センターがごみの収集方法などの収集計画を変更した場合は、センターの指示する収集計画に従うこと。

- (6) 収集は、午前8時30分から行い、当日の午後4時30分までにセンターの指定する施設及びセンターが指定する民間事業者の指示した場所に搬入すること。

収集した使用済み乾電池類、紙パック、ライター及び古布については、エコパーク湖北へ搬入し、センターが指定する場所に荷下ろしするものとする。

新聞紙、雑誌・チラシ類及びダンボールについては、センターが指定する民間事業者へ搬入すること。ただし、交通事情等により、やむを得ず上記の時間までに搬入できない場合は、センターに連絡し、対応を協議すること。

- (7) 計量については、センターが指示する計量方法にて市別及び資源ごみの品目ごとに収集量を計量すること。

- (8) 資源ごみ回収容器（ペットボトル、空き缶、紙パック、使用済み乾電池類、スプレ

一缶類、ライター、ネット袋（ペットボトル、空き缶の回収容器が不足する場合に自治会が利用され集積所に出される）の配布については、センターが指示する保管場所で積み込み、収集日の前日（収集日の前日が休業日の場合は、休業日の前日またはセンターが指定する日）に指定された集積所に配布すること。また、配布した資源ごみ回収容器を収集作業後回収し、センターが指示する場所に整理して保管するものとする。なお、配布対象自治会等は契約締結後に指示するものとする。

また、回収容器を預かっている自治会については、収集後の空の回収容器は整理し、集積所へ置き、回収容器ごと回収する場合は、代替りの空の回収容器を集積所へ置くこと。そのほか、経年劣化等によって使用できなくなった場合は、自治会からセンターに交換依頼があるため、受注者は、センターの指示に従い各自治会の集積所に新しい回収容器を配付し、使用できなくなった回収容器を回収すること。

なお、各品目の収集作業にあたり、エコパーク湖北に搬入するために品目以外の回収容器に集約する等、業務上必要な範囲内で使用することは可とする。

- (9) 収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることのないよう十分に配慮し、収集後は散乱、飛散物の掃除を行い、収集場所の清潔保持に努めること。また、運搬中はホッパドアを閉め、道路等へのごみ等の飛散防止に努めること。
- (10) 業務中は常に交通法規を遵守するとともにエコパーク湖北内では徐行運転を厳守すること。
- (11) 委託業務に従事する者は、運転手、収集作業員ともに、センターが各戸へ配付する冊子「こほくる～る」、ごみ分別アプリ「こほくる～る」を十分に理解し、適正な分別排出ができていないものがある場合には、必ず収集できない理由を記載したシール（センター支給のイエローカード）を貼付し置いておくこととし、センターの求めに応じ、報告できるようにすること。
- (12) 収集にあたっては、責任者を選任し、円滑・安全な収集に努めること。
- (13) 収集忘れ等があった場合は、直ちに対応し、当日中に収集すること。

8 機材等

本業務に使用する車両については、以下の事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、本業務の履行に適したごみ収集用の常用車両6台、故障等の不測の事態が生じた場合に対応が可能な代替車を常用車両とは別に2台以上用意すること。
なお、契約締結後に車両にセンターが指定する色（青色）に塗装し、受注者名等を明記すること。
（参考：令和8年度業務で使用している常用車両は、塵芥車4台、バン1台、キャブオーバー1台の計6台）
- (2) 車両は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項第1号イの基準を満たし、本業務を履行できるごみ収集車とし、事前にセンターに届け出て承認を受けること。
- (3) 車両の使用者名義は受託者名であること。ただし、賃借等の場合は契約期間中、車

両を使用する権原を有することを証する書類を提出すること。

- (4) 車両は定期的に十分な点検、整備を行うこと。
- (5) 車両はセンターの業務以外に使用することは認めない。ただし、災害時等センターが認めた場合はこの限りではない。
- (6) 車検、修理等のため、センターの承認を受けた車両以外の車両を使用する場合は、事前にセンターに届け出て承認を受けること。
- (7) 本業務に使用する車両は、受託者の負担により、対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入すること。
- (8) 社会情勢等の影響により、業務履行開始までに車両を用意できない場合は、事前にセンターの承認を受けたうえで、必要最低限の期間中、レンタカー等による使用を可とする。(この場合、センター指定の塗装は不要とするが受注者名がわかるよう、マグネット等を車両に貼付けること。)
ただし、レンタカー等の費用については、センターは一切負担しない。
- (9) 計量については、センターが指示する計量方法にて収集量を計量すること。

9 業務従事者等

- (1) 本業務に従事する者は、収集車両1台につき運転手、収集作業員合わせて2名とする。
- (2) 収集車両1台に同乗する2名のうち1名は、ごみ収集運搬業務に1年以上従事した経験を有する者とする。
- (3) 業務従事者の勤務態度、業務履行状況が不良であると認められる場合は、センターが業務従事者の変更を受託者に指示できるものとする。
- (4) 本業務に従事する者をあらかじめセンターに届け出ること。また、変更等ある場合は10日以内に届け出ること。

10 業務履行における注意及び義務

- (1) 業務従事者に対し、以下に定める研修、教育、指導を行わなければならない。
 - ア 業務の開始日から直ちに適正に業務を履行できるよう、事前に業務従事者に対し十分な研修等を行うこと。なお、その費用については、受託者の負担とする。
 - イ 適正に業務を行うため、また交通事故、労働災害等を防止するために、業務従事者に対し、次に掲げる項目の十分な研修等を行ったうえ、本業務に従事させること。
 - ①安全運転に関すること。
 - ②安全作業（機械操作、積込方法、収集場所確認等）に関すること。
 - ③作業内容に関すること。
 - ④住民対応マナーに関すること。
 - ⑤センターの分別ルール、ごみの排出方法に関すること。
 - ⑥廃棄物処理法、道路交通法、その他関係法令に関すること。
- (2) 上記事項の研修は定期的に行うこと。

- (3) 車両運転業務に従事する者に対しては、業務従事前アルコール検知器を使用し、酒気を帯びていないことを確認すること。
- (4) 毎年定期的に業務従事者の健康状態を確認するとともに、業務従事時には業務従事者の健康状態を留意し、本業務遂行に支障があると判断される場合には、代替の業務従事者を用意すること。
- (5) 故障、事故等により、当日中に行うべき業務を完了し得ない場合は、速やかに代替車両を使用し、当該業務を完了させること。

11 労務管理

本契約の有効期間中を通じてセンターに提出した従業員名簿に記載された者については、対象となる社会保険（健康保険等）に加入し、所定の保険料を納付するものとする。

12 労働安全衛生

本契約の有効期間中を通じてセンターに提出した従業員名簿に記載された者については、定期健康診断を受診させるなど労働安全衛生法及び規則を遵守すること。

13 報告及び提出

前2項に定める労務管理及び労働安全衛生に関し、センターから請求があった場合、その遵守状況について直ちに報告すること。また、加入状況を確認できる資料の提出を求められた場合、直ちに応じるものとする。

14 住民対応

- (1) 受託者は、受託業務の効率的実施と業務の公共性を十分に認識し、作業に際しては服装、言葉づかい、態度等において住民の信頼を損なわないように心がけること。
- (2) 業務従事者は、いかなる理由があっても、住民等から金品その他の物を収受してはならない。
- (3) 住民等から収集業務に関する苦情等を受けたときは、受託者が誠意を持って対応すること。また、対応内容を速やかにセンターに書面にて報告すること。

15 連絡体制

- (1) センターからの緊急連絡や収集作業等に対応できる体制をとり、責任者を届け出ることとする。
- (2) 責任者は、センターからの連絡事項を確実に受け、業務従事者に対し明確な指示ができる体制をとること。

16 資源ごみ等の搬入先

搬入先は、収集品目別に次の施設とする。ただし、搬入先の施設の状況により別の施設への搬入を指定する場合がある。また、エコパーク湖北での積み下ろしの際、センター保

有のフォークリフト等作業機械をはじめとした設備使用を認める。

資源ごみの種類	指定する施設
紙パック、古布、使用済み乾電池類、ライター	エコパーク湖北（長浜市木尾町１２２４番地）
新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボール	センターが指定する民間事業者の施設 民間事業者に変更がある場合は、センターより受託者に事前連絡する。

17 報告事項

- (１) 交通事故、車両火災等が発生した場合、直ちに救護を行いセンター及び関係機関に報告すること。
- (２) 収集業務中か否かを問わず、大規模な災害等が発生した場合は、避難をはじめとした安全確保を最優先にすること。震度５強以上の地震等、突発的な災害が発生した場合には、業務従事者の安否や車両の被災状況をセンターへ報告すること。安全等が確認できたのち、当日または翌日以降に収集業務を再開する場合においては、指定地域内の道路状況や集積所の破損状況等を可能な限り把握し、センターへ報告すること。
- (３) 労働災害等の事故が発生した場合、速やかにセンターに連絡し、自ら適切な処置を取るとともに、書面にて速やかにセンター及び関係機関に報告すること。
- (４) 毎月の収集業務終了後、資源ごみ（新聞紙等）の収集及び運搬業務委託実施状況報告書をセンターに提出すること。
- (５) 住民等から収集業務に関する苦情等を受けたときは、直ちに事実確認を行い、センターに書面にて報告すること。
- (６) 所定の報告のほかに、センターから業務の履行状況について報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- (７) センターは、必要に応じ本業務の履行状況の検査を実施することができるものとする。

18 センターへの報告書について

本業務の履行にあたり必要な報告書等の様式は、契約締結後に受注者に提供するものとする。

- (１) 集積所台帳
- (２) 不適正排出物報告書
- (３) 従業員等の各種変更届
- (４) 資源ごみ（新聞紙等）の収集及び運搬業務委託料請求書
- (５) 資源ごみ（新聞紙等）の収集及び運搬業務委託実施状況報告書
- (６) 資源ごみ（新聞紙等）の収集及び運搬業務委託実施状況内訳書
- (７) その他本業務の管理に必要な報告書

19 損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、センターは一切の責任を負わない。

20 業務不履行の際の契約解除

（１）自己の責任により、車両台数の配置を怠った場合、あるいは収集運搬業務を履行しなかった場合は、センターは受託者に対して、契約を解除することができるものとする。

（２）次のいずれかに該当するときは、センターは契約を解除することができるものとする。

ア 本仕様書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。

イ 適正な業務の実施を確保していないとき。

ウ センターが業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき。

21 協議事項

本契約及び仕様書に記載する業務について、疑義が生じた場合や令和６年９月３０日付環循適発第 2409302 号「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」の取扱いについては、必要に応じて協議を行うものとする。

なお、協議の結果、変更契約が必要と客観的に認められる場合は、センター議会にて関連予算の承認を得たのちに変更契約の締結を行うものとする。このため、協議開始から契約変更までには、一定期間を要することを留意すること。

22 その他

（１）大気汚染の防止等を勘案し、より環境への負荷の少ない車両の使用に努めること。

（２）地域貢献や社会貢献に努めること。